

議案第61号

ひたちなか市固定資産評価員の選任について

ひたちなか市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏名	生年月日	住所
吉富 耕治	[REDACTED]	[REDACTED]

令和6年 6月27日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 同意

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

(参考法令)

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 （略）

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第1項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

第405条～第406条（略）

（固定資産評価員の欠格事項）

第407条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- （3）前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- （4）国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から2年を経過しない者
- （5）心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

地方税法施行規則（抜粋）

（法第407条第5号の者）

第15条の6の3 法第407条第5号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ひたちなか市市税条例（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第76条 固定資産評価員の数は、1人とし、その職は、非常勤無給とする。

2 （略）